

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所	第3委員会室
			担当職員	藤村
日 時	平成24年10月29日(月)		開 議	午前 10 時 40分
			閉 議	午後 1 時 35分
出席委員	堤 齊藤 並河 中村 田中 西村 日高 木曾 石野			
執行機関出席者	竹岡教育長、辻田教育部長、福井教育総務課長 竹井企画管理部長、木曾契約検査課長			
事務局	今西局長、藤村次長			
傍聴	可・否	市民 名	報道関係者	1名 議員 2名

会 議 の 概 要

1 堤委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

10:44~

(1) 第1号議案 亀岡市立亀岡中学校校舎耐震補強並びに大規模改修工事(建築)請負契約の変更について

教育長 挨拶

本議案については、臨時会で再度審査をお願いすることになった。変更事案が生じた時に議会に報告させていただくべきものが報告が遅れて申し訳なく、真摯に反省している。今後はこういうことないよう十分に対応していきたい。

教育部長 説明

~ 10:59

< 質疑 >

< 西村委員 >

地方自治法、建設業法ガイドラインにも違反しないということだが、資料の説明をされたい。

< 教育部長 > 甲賀市案件との比較説明

甲賀市とは出来高に違いがある。甲賀市はすでに議決契約の金額がほとんど残っていない状況で変更契約を提案したもの。

< 企画管理部長 > 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの説明

契約変更は原則、当事者間で遅滞なく行うこととしているが、建設現場では変更は常に生じることが予想されるので変更の全体数量等が確定できない場合、また、その都度変更契約を締結することが不合理な場合は、工事を進めながら変更内容等を記載した書面を取り交わし、確定した時点で契約変更を行うことができることがこのガイドラインで示されている。今回の工事着手は契約変更を前提として指示書を交わした

うえで対応したものであり、建設業法の趣旨に違反するものではないと理解する。
(1) は原則、(2) は直ちに確定できない場合の対応が示されている。

< 西村委員 >

地方自治法第 9 6 条第 1 項についてはどのように理解しているか。

< 教育部長 >

議会の議決事件が示されており、工事契約については 1 億 5 千万円以上が議決事項であると規定されている。

< 西村委員 >

変更契約についてはどうか。

< 教育部長 >

契約変更は契約金額の 1 / 1 0、限度額 1 , 5 0 0 万円以内までは市長の専決事項として認められている。それを超えているので議決が必要となった。

< 議会事務局長 >

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、工事の契約については政令に基づき条例で定め、それを超えるものは議決が必要となっている。本市条例では 1 億 5 千万円以上と規定している。しかし工事に変更はあり得るので条例でその 1 0 % を超えないものについては自治法 1 8 0 条の専決事項として認め、上限を 1 , 5 0 0 万円としている。今回は 4 , 7 0 0 万円強の変更であるので議決を要する。

< 西村委員 >

その時期については明確に定められていないが、このガイドラインの考え方になるのか。

< 企画管理部長 >

今回の工事についてはあらかじめ指示書により工事を続行してきたものだが、8 月 2 0 日に額が確定したので受注者と仮契約を締結し、直近の 9 月議会に提案させていただいたもの。

< 田中委員 >

比較表では金額確定は 7 月となっているが、今説明のあった 8 月 2 0 日との時期のずれは何か。市長も 8 月と言っていた。執行率についてももう一度わかりやすく説明されたい。

< 企画管理部長 >

状況をつかんでほぼ金額が固まったのが 7 月で、その後整理し決裁を取り仮契約したのが 8 月 2 0 日。

< 教育部長 >

4 , 7 0 0 万円の増額について万一議会の承認が得られなかった場合、工事の内容変更により当初の金額に抑えなければならないということを記したもの。甲賀市については抑えることができない状況の中で議案提案があったというもの。

< 田中委員 >

数字的には分かるが、もし否決されたら工事の内容を押さえて当初の耐震改修の目的が達成できるのかどうかというところが一番大事な点である。どう考えるか。

< 教育部長 >

おっしゃるとおりである。本来の耐震補強の目的に照らして避けて通れないものとして今回の補修工事を行ってきた。理屈上は先ほどの説明になるが、そのことを十分に説明できなかったことは大変申し訳ないと思っている。

< 田中委員 >

このように書面に書くと居直りと感じる。金額確定の時期について、資料には金額

確定7月とあるがこれは確定ではないのか。わかる表現にしないとおかしいと思う。

<企画管理部長>

この資料は甲賀市との比較をしたものですべてが厳密に記されているものではない。7月とあるのも7月末である。概算がだいたいわかったのが7月末できっちり計算し決裁が下り仮契約したのが8月20日。変更額がほぼわかったのが7月末と御理解願いたい。

<田中委員>

こだわるわけではないが、確定と書いたら確定。概算確定あるいは7月末というように書くべきである。

<並河委員>

市長の提案理由説明の中で関係部署の緊密な連携とあるが、今までどうであって、どう変わったのか。

<企画管理部長>

依頼元の教育委員会、依頼を受けたまちづくり推進部、契約検査担当の企画管理部が関係している。従来から協議をしてきたが、今回緊密な連携が取れておらず議会への報告が遅れたので、今後は定例的な連絡調整の場を持つ等工事の進捗に合わせた緊密な対応に改めることとし、議会へも速やかに連絡報告をさせていただくよう意思統一した。

<木曾委員>

比較表について、私もわかったのは7月と聞いている。7月に分かった時点での契約変更は原則議案提案すべきであったと思っている。提案した時点で工事が終わっていたことがはっきりしない。議案内容に反対するものではなく、手続き上法令に則って提案されるように言っている。8月20日の時点で躯体の工事は終わっていたのか。

<教育部長>

まちづくり推進部では7月末に金額は出していたが8月6日に起工伺をあげ、同20日に決裁が下り仮契約をした。その都度に補修しながら進めてきたのでその時点で躯体工事は終わっていた。

<木曾委員>

工事が終わっているということは増額を認められることを前提に提案している。それならばそれなりの説明をすべきであった。現場に行くまでわからなかった。裁量権を最優先して原則を無視していたところが問題。原則を大事にし理解が得られるような提案理由の説明をすればここまでこじれることはなかったと思うがどうか。

<企画管理部長>

おっしゃる通りである。議会をだますとかわからなければいいというような気持ちは毛頭なかったことはご理解いただきたい。変更等は工事の施工中には多々生じることだが従来の感覚で議会への説明や臨時会を開いてという強い思いに至らなかった。原理原則を守る中で運用できるものは運用し対処するべきであると思っている。今後はきっちり見極めながら連絡調整含めて対応し、今回の契約変更を契機に契約案件についてはきっちりと対応していく所存である。今回、臨時会まで開催いただき、再度審議いただくことになったことに対しお詫び申し上げ二度とこのようなことのないよう今後目配り心配りしながら対応していきたい。

<木曾委員>

今の説明で一定の理解はした。ただ、本日の提案理由説明で市長は今後もこういうことは有りうる、やむを得ないというようなことを言われたように感じた。そうするとまた同じ問題が出てくることになる。徹底したと言いながらやむを得ない場合もあ

るというように二面性をもっているということか。

<企画管理部長>

二面性はない。二度とこのようなことがないようにそれぞれの部署できっちりと対応するよう市長から指示を受けている。

<日高委員>

市長が10月20日訓告したということだが誰にどのようにしたのか。

<企画管理部長>

関係するまちづくり推進部、企画管理部、教育委員会の担当部長以下課長、係員まで関係した者すべてに懲戒処分にあたらぬ文書厳重注意をした。口頭注意も含めて9名を処分した。

<田中委員>

業者への支持は指示書で進めたと言ったがこの追加工事で実際何回の指示書を出したのか。

<教育部長>

資料がなくわからない。

<田中委員>

本来ならそれを一つひとつ議会として確認して審査すべきもの。1枚でも資料として提出されたい。

<教育部長>

まちづくり推進部が保管しているので提出は可能。出させていただきます。

<堤委員長>

資料提出願う。

<田中委員>

9月議会での審査時に資料ガイドラインの(2)の部分、直ちに確定できない場合の対応が明確に説明できていればここまでの問題にはならなかったと思う。

<中村委員>

説明を受け法令、ガイドラインに反しないことは改めて認識した。9月定例会時にきっちり説明できていれば今日に至らなかったのではないかと正直思っている。滋賀県の事例との比較が明確でないということもあり撤回となったと理解しているが、先ほど一定の処分の報告も受けた。しかし、この間問題事案が多く、庁舎内の風通しが良くないように感じる。縦割り行政の弊害があるような気がしてならない。横の連携を十分密にされ、二度とこのようなことのないよう要望しておく。

<西村委員>

再発防止策について緊密な連携と連絡調整の場を持つと言われた。実際の工事はまちづくり推進部だが議案になるなら別として契約検査課の関わりがある。契約検査課の事務分掌に「指導監査」とあるがこれは現場を見ないとできない。中間検査をしないで最終検査がなぜできるのか疑問。現場監査をして、なんでも変更ではなく担当課の工夫や業者の技術をもってできる等の判断をすべき部署ではないか。契約検査課は事業課とは違う検査指導の目線で見なければいけない。今まで職務怠慢であったのではないか。

<企画管理部長>

今の契約検査課の業務としては工事は完成検査をしている。現場は業者の施工管理人と担当部であるまちづくり推進部の施工管理者が行っている。中間検査については今後の課題とするが竣工検査は法令に則りきっちりと行っているので職務怠慢でないかということにはいささか疑念を感じる。今回の工事の契約変更に係る議決関係等

に気付かなかった点については今後は十分に連携を取ってやっていきたい。

<西村委員>

中身を見ないで最後の検査はできないと思う。違う目線で見ると指摘をするのが契約検査課の仕事のはず。そこまで信用しているのなら建築住宅課が検査すればいい。

<企画管理部長>

決して同じ目線では見ていない。執行しているところが検査するのはありえないので違う目線で検査していきたい。

<木曾委員>

最後に確認する。市長が言った法令違反、ガイドライン違反はないという前提のもとに今後も進めると思うが、しっかりとそのことの説明責任を果たしたということでもいいか。

<企画管理部長>

説明したつもりでいる。今後もこのことを前提に進めていきたい。

<堤委員長>

これで質疑を終結するが、最後に委員長として一言。この第1号議案については不備、不信もあったことは事実で委員会として厳しい意見も出た。これを教訓として市長部局も、教育委員会も法令違反云々の判断だけではなく、提案者と議決権を持つ議会との二元代表制が明確になる中、執行権と議決権についての意識改革もしながらコミュニケーションを図り進めていってほしい。最後に教育長から何かあれば述べられたい。

<教育長>

委員会で非常に鋭い指摘をいただいた。委員長が最後にまとめられたが、今回の件については法令違反はしていないが、違反していなければ議会への報告は後でもいいかということそうではない。ばれるまで放置をしていたというものでもない。その都度、議会報告し認められた範疇の中でやるべきであるということは真摯に反省する。今回の反省に立って今後はしっかりと対応していきたい。委員会からご指摘いただいたことを肝に銘じてやっていきたい。今後ともご指導ご鞭撻をお願いし、議案のご承認をよろしくお願い申し上げます。

(教育委員会、企画管理部退室)

～ 11 : 37

(休憩)

11 : 45 ~

<堤委員長>

先ほどの理事者答弁の中で処分を受けた者は9名ということだったが、11名に訂正願うとのことである。資料提供した指示書の写しが届いているのでお目通し願いたい。

<田中委員>

指示書の写しについて、請負者の欄の記入はいらぬのか。

<事務局>

双方が交わしているのだから請負者はそちらに記入していると聞いたが改めて確認する。

4 討論・採決

< 討論 >

< 石野委員 >

執行部は十分反省している。議会への報告は必要であったと思うが反省もしており、早い時期に処理しなければならないので賛成。

< 堤委員長 >

討論はこれで終結する。

< 木曾委員 >

今後のことについては何らかの形で明確にしておくべきかと思う。委員長は取りまとめをされたい。

< 堤委員長 >

正副委員長で何らかのことを考えたいが、まずは採決をする。

< 採決 >

第1号議案 賛成全員 可決

< 堤委員長 >

各委員の御意見は委員長報告の中に盛り込んでいく。正副委員長にまずは一任願い、後程確認いただく。

～ 11 : 54

(休 憩)

13 : 20 ~

5 委員長報告の確認

< 堤委員長 >

委員長報告の朗読

< 田中委員 >

5行目、「補修が生じた」を「補修の必要性が生じた」とすればわかりやすい。指摘の3、「あれども」を「あるとは言え」に。

< 堤委員長 >

そのように変更する。

了

< 木曾委員 >

最後から三行目、「ご理解いただき」を「理解され」に。

< 堤委員長 >

そのように変更する。

了

< 堤委員長 >

今の意見を反映して訂正し、本会議で報告する。

< 事務局 >

先ほどの指示書について確認した。双方が同じものを交わしており、請負業者欄は請負業者側で記入するよう運用している。確認欄の現場代理人の押印は業者側の押印

であり、それをもって了解としているとのこと。

<堤委員長>

それでは、本日はこれで、総務文教常任委員会を閉議する。

13 : 35 閉議